

報告第1号

債権放棄の報告について

備前市債権管理条例(令和4年備前市条例第37号)第8条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

放棄した債権の名称	放棄した債権の金額及び件数		放棄の事由	備考
	件数	金額		
備前市生業資金貸付金	1	319,000 円	破産手続きに伴う免責決定及び消滅時効に係る 時効期間の経過 (備前市債権管理条例第8条第1号及び第5号)	
水道料金	24	692,815 円	破産手続きに伴う免責決定及び消滅時効に係る 時効期間の経過 (備前市債権管理条例第8条第1号及び第5号)	
高齢者住宅整備資金貸付金	1	731,000 円	消滅時効に係る時効期間の経過 (備前市債権管理条例第8条第5号)	